

2012.9.10 発行

発行人 永沢晃  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F  
TEL 03(3360)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail tzzkc@nifty.com

# 第19回通常総会開催(8/24)

充実した1年、成果をさらに飛躍させる新年度へ決意

東京税財政研究センター第19回通常総会は熱暑の続く8月24日(金)、お茶の水の全労連会館に81人(委任状含む)の出席で開催されました。

冒頭あいさつに立った永沢理事長は、連日の酷暑の中を結集した会員に感謝。「社会保障改悪、消費税の増税、TPP、沖縄基地問題、原発事故など国民にとって将来を左右する重要な問題が目前にあり、センターの税に関する問題提起は国民の生活と切り離せない。国民の多くが納得する税制を作るためにさらに研究を重ね力を尽くす」と決意を述べました。

続いて来賓として埼玉税制研究所から岡野徳寿氏があいさつしました。総会には東京都立大学名誉教授・金子ハルオ、経済評論家・小谷 崇、国公労連中央執行委員長・宮垣 忠、全国税中央執行委員長・増山満樹の各氏よりメッセージが寄せられました。

この後議事に入り、活動報告、会計報告、新年度方針、予算案が提案され、4名の質疑の後全会一致で承認されました。

## 熱気を帯びるシンポジウム

休憩の後「実務からみた国税通則法改正問題と納税者の権利」と題し、永沢理事長の司会の下、



岡田俊明会員の基調報告、シンポジストの本川國雄、小田川豊作両会員からの報告があり会場から湖東京至、関本秀治両会員などから意見発言があり、会場は熱気に包まれました。



新通則法の税務調査で（挨拶に立つ永沢理事長）の試行が10月から全国で開始されることもあって、参加者は終始熱心に耳を傾けていました。

(概要は次ページ以降)

この後のレセプションには招待者含め45人が参加。新加入者、新任副理事長、理事の挨拶に始まり懇談に花を咲かせ和やかな交流会となりました。

## 新役員紹介

監事 木金渡吉 梁福 平野内須 鈴塩 佐坂 近兒 熊工 加岡 大大 石浅 青青 石本 武角 小飯永  
内井辺田 木田野坂 藤藤木 谷木 村藤 玉澤藤 瀬田野山 井井木木 塚川田谷 島沢  
清桂 久三 悅正 誠陽 時武 勝清 通清 俊裕 優健 輝幹國 啓豊 健  
隆吉子 夫郎 雄元 史弘子 昇清 輝春 美一夫 秋豊 明寛 正二子 男光 雄雄 等一作夫晃

## 実務からみた国税通則法 改正問題と納税者の権利

本文は、第19回通常総会と並行して行われたシンポジウムの概要です。

司会（永沢 見・理事長）

これからシンポジウムをはじめます。

改正国税通則法は、納税者権利憲章の制定は実現しませんでしたが、税務調査の手続きや調査終了手続き等についての法制化が図られました。センターは「国税通則法が変わる／税務署が変わる」のパンフレットを発行し、改正国税通則法の問題点や納税者・税理士が注意すべき点などを訴えてきました。

課税庁は改正通則法に基づく税務調査のやり方について「先行試行調査」を4月から始めています。また、7月には調査関係の通達案を公表しパブリックコメントを求めました。

このシンポジウムでは2013年1月1日から本格実施される調査手続き等について、どう対応すべきか、また、納税者権利憲章制定の新たな運動を作り上げて行く必要性などについて岡田、本川、小田川会員に問題提起をしていただき皆さんとともに討論したいと思います。

はじめに岡田会員に「通則法改正」の経緯やその問題点、「通達案」をどう見るか等について基調報告をいただき、本川税理士に課税庁がいま行っている「先行試行調査」の内容など税務現場の実態と問題点を、小田川税理士には無予告調査、留め置き・預かり、再調査などについて具体的な問題点を提起していただきたいと思います。

基調報告（岡田俊明・会員）

紹介いただきました岡田です。今日お集まりのみなさんは、すでに国税通則法の改正内容は基本的にご理解されていることを念頭にお話しさせていただきます。

反対運動が大きく取り組まれたことを考えると、大変なことが起きると考える方がいてもおかしくないと思います。しかし、

法律は一旦出来上がると、それをどう解釈するか、すなわち納税者の立場に立って法解釈ができるかが問題とされなければなりません。

### ▲ “リハーサル調査”が始まる

改正通則法の適用は、来年1月1日以降に開始される税務調査からになります。実施まで残るところ4か月を切りました。法律の施行前の10月1日以降、国税庁は「リハーサル調査」と称して試行を行うこととしています。このことは国税庁が慎重には慎重を期していることを伺わせます。

昨年12月、東京局の課税二部長が、「従来運用で行っていたことが法律化されたのであるから、変わらざることは無い」と言い放ちました。しかし、今年4月には同じ東京局課税一部長が「変わらないというように考えている人がいたらミスリードになる」とこれをたしなめています。

（次ページへ）

### 第四七回公開講座

#### 「施行される新国税通則法、その問題点と対応」

日時：2013年10月9日（火）PM一時より

会場：東京税理士会館2F会議室

テーマ・新国税通則法その問題点と対応／各部門事務運営の特に留意する事項／滞納対策のための「差押え！」発刊案内  
始まるリハーサル税務調査。課税庁側は準備着々。新通則法への対策は充分ですか？同法関係通達、当局資料などから問題点・対応策を探ります。  
税理士、同事務職員歓迎！ クライアントの権利・利益を守るために必須講座です。

お申し込み／03-3360-3871 東京税財政研究センター  
参加費／五、〇〇〇円（センター会員三、〇〇〇円）



(前頁より) 国税庁長官は6月の国税局長会議で、まず「職員の意識付け」を強調しています。そのうえで、4～6月にリハーサルのリハーサル調査(内部では「リハリハ」と呼んでいます)が行われ、9月中に全職員研修が行われます。組織的対応が予定されているのです。

#### ▲ 変わったのはどこか

今回の法改正では、残念ながら「納税者権利憲章の制定」には至りませんでした。しかし、それに相当する内容が実現したと言えなくはありません。国税に関するすべての処分には理由附記が義務付けられること、更正の請求が法定申告期限から1年が5年に伸長されたこと、その請求対象が拡大されたことがあります。そして、調査手続が新たに具体化されたことについて、以下ご説明しましょう。

#### ▲ 調査手続法制化の核心

まず、事前通知が原則とされたことです。その内容は二つ。「その旨」と法令で定められた「10項目通知」です。そして、調査終了手続の明確化、すなわち①申告是認の通知(通知は送達規定が適用)、②調査結果の内容説明(メモが渡されます)、③教示文の交付(修正申告等の勧奨の場合)です。

事前通知が原則とされましたら、他方で無予告調査も可能とされました。無予告ができる場合の例示を通達に示すとしていましたが、7月2日発表の「通達案」(パブリックコメントに付されました)では、これをうまく説明できていないのが現状です。無予告調査は減るでしょうが、実施された場合の税理士・納税者の対応は「力仕事」が求められるでしょう。

また、質問検査権の規定に「提示・提出要求」の規定が挿入されました。「提出」は「留め置き」規定とセットで機能します。「写しを含む」がありますので、コピー提出が可能で、その返還が問



題になり、データの提出はさらに問題を含みます。「提示」は、消費税30条7項の帳簿及び請求書等の「保存がない」場合の仕入税額控除否認と関係し、最高裁判決が「提示がない」＝「保存がない」との解釈を容認したことから、非常に危険な条項ということになります。青色取消しの場合も同じです。

課税庁内部では、細かい手続規定が整備されます。これは当然なことですが、納税者サイドも組織的対応をとらないと一方的に進められ、せっかくの権利拡大の規定も生きてこないことになります。

#### ▲ 改正法をよく理解し、判例をつくるような対抗を！

シンポジスト(小田川豊作・会員)

通則法改正と国税庁の動きを捉えるうえで、歴史を垣間見ておきたいと思います。



国税庁は昭和24年6月に発足しますが、そもそも調査権・徴収権をもつ徴税権力機関です。カスタマーサービスなどといっていたときもありますが、納税者を敵とする軍隊と見ていいわけです。つまり、職員は敵に向かう兵士です。この兵士のなかに反戦を訴える者がいては機能しません。全財、全国税という労働組合が障害になりますから、昭和35年前後に分裂攻撃をかけて、当局のいいなりになる第二組合を作ります。

こうした職員攻撃をやってから、昭和38年頃から民商攻撃に突入します。荒川民商事件が典型ですが、これが昭和48年の最高裁判決で一応の決着をみます。10年戦争だったわけです。これである程度落ち着き、昭和51年4月の税務運営方針となります。

ところが、料調方式など納税者の権利無視の調査を続けた結果、平成12年に北村事件で国税庁が敗訴します。これを受け「現況調査7カ条」を定め、納税者の「明示の承諾」を職員に指示しました。

このような流れの中で、今回の通則法改正となりました。改正法どおりの調査手続を部内で試行してみようというのが、これから本川さんが報告

する予定の「試行の先行実施」という指示です。

指示は法律どおりにやれば、という内容です。やってみたらとにかく手間がかかるし、何か抜けおいたら手続不備で調査にはねかえるわけですから、調査官は大変だ、調査件数を減らせとなります。これでは戦意が萎えてしまうと危機感をもった国税庁が打ち出したのが、通達案だといっています。

職員の意識をかりたてるため、納税者の権利などお構いなしで当局に都合のよいひどい内容になっています。

通達案で税務調査をやってくれば、訴訟まで持ち込み、確定まで10年戦争になるぐらいの構えが必要だということを私は訴えたいのです。

通達案の中身で特にひどいのは、再調査と事前通知なしの例示です。再調査は「新たに得られた情報に照らし非違があると認められるとき」というのが改正法ですが、通達案では「総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれる」としています。

通知なしの例示では、その一部を4-9で5項目あげていますが、すべて「合理的に推認できる場合」としています。要はどうにでもいい逃れでできるわけで、少々のことは気にせず突っ込めと職員の戦意を奮い立たせる内容といえます。

提出と留置きも問題です。改正法では調査官が要求して提出したものはすべて返還されます。コピーを含め税務署に証拠として残るものはありません。

証拠資料の収集を職員に指示する当局は、自主的に提出されたものは返還しなくてもよいと通達案に書きました。職員は詐欺まがいの誘導によって資料をいただくという、行政にあるまじき行為になります。

改正法による縛りを通達案によって巻き返す、というのが今の図式だといえます。税理士が改正法を良く勉強し、判例をつくっていくような対抗が大事だといえます。

## ▲「法定化された税務調査手続き等の試行の先行実施（指示）」の特徴と問題点

シンポジスト（本川國雄・会員）

東京国税局は、本年3月9日付けで「法定化された税務調査等の試行の先行実施」について指示を出しました。当センターが7月に開示請求した

ところ2週間程度で、全面開示になり、様式編も含めると180頁におよぶもので、準備調査から終了まで10項目について指示されています。

その特徴は、①調査官は調査の各段階において

克明なチェックシート、再調査・無予告の適否判定表、調査経過記録書、争点整理表、調査結果説明書等を作成すること、②各段階において統括官の確認と決済、重要事項については審理担当、筆頭統括官、副署長、署長の決済が必要なこと、③様式の改善事項や可否判定や口頭での通知等に問題はないか否かのポイントを指示し、手続きに「瑕疵」がないように慎重な取扱いが伺えます。

したがって、7月2日の「法令解釈通達」（案）が、課税庁の現行の調査権限の維持や拡大を狙った内容になっているのに対し、先行試行では調査手続きの法定化の厳密な実施を想定しており、課税庁の恣意的判断や、裁量権をある程度制限せざるを得なく、強いては納税者側の適切な対応によっては納税者の権利保護につながるといえます。

実施要領のポイントとしては、①法定化外の「反面調査」においてもチェックシートが作成されること、②再調査の対象は主に過去の調査事積（実地調査以外も含む）が対象であること、③無予告の適否判定は記載例では具体性が必要であること、④調査の目的では「申告書の記載内容の確認」と概括的説明になっていること、⑤留め置はコピーが前提になっていること、⑥試行では法令上の「調査結果の説明書」を作成するが、納税者に交付しない。そのうえで、把握した非違事項を説明し、納税者の主張及び修正申告の意思を確認する。この作業は事案に応じては繰り返し行うなどとなっています。



（蒲郡市・竹島）

以上の通り、試行どおり行えば調査日数は相当増大することが想定されますが、課税庁は現時点で、大幅な調査件数の圧縮を指示していません。調査件数を維持しようとなれば、小中事業者への簡易な接触が増加する可能性があり、反面調査や銀行調査が限定的になり、本年度に限れば年内の前倒し着手も考えられます。

一方、改正法について納税者にはほとんど周知されていません。税理士業界も対応について対策を講じている形跡はありません。課税庁が組織をあげて研修や施行を行い、1月からの実施に備えていますが、納税者の側は立ち遅れています。特に代理人である税理士等は対応によっては、専門家責任が問われます。クライアントへの指導強化と税理士等自身の学習が急務になっています。

フロアーから、納税者の重要書類を留め置くに

ついて佐々木時輝会員、国家権力の行使たる税務調査のあり方について宮澤義雄会員、質問検査権の行使と納税者の権利について関本秀治会員（写真・左側）、諸外国の納税者の権利、通達案の留め置きの意義と預り証について湖東京至会員（写真・右側）の発言がありました。紙面の都合で割愛させていただきます。

なお、この問題については来る10月9日に開かれる「第47回公開講座」でも取り上げる予定です。ご期待ください。



## 2年目の「税理士特留事項」

### — 全国国税局長会議で策定 —

国税庁は6月7・8日全国国税局長会議を開き、平成24事務年度の事務運営について、協議をしている。（筆者注：24事務年度とは24/7～25/6をさす）ここでは「税理士事務の特留事項」（平成24事務年度の税理士事務運営に当たり特に留意すべき事項）を策定している。この特留事項は昨年新設されたものであるが、2年目になる今期は「3. 退職予定職員への税理士法第42条の周知徹底」の項目が追加されている。以下その概要を見ることにしたい。

#### 1. 税理士会等との連絡協調

局署幹部は、税理士会との協議会等を通じ、書面添付制度やe-Taxの普及・定着をはじめとする施策面の協調を推進する。

国税通則法の改正に伴う税務調査手続の法定化については、税理士会等との協議、情報提供を適切に実施する。

#### 2. 税理士等に対する指導監督

##### ① 税理士等の違反行為の未然防止

局署幹部はあらゆる機会を活用して積極的に注意喚起を行う。綱紀監察に関する協議会の毎年確実な開催を要請する。

- ② 税理士等情報の的確な収集・管理及び効果的な活用

局税理士監理官は局署幹部等に「税理士等情報提供せん」の作成を周知し、職員への税理士法の研修等を実施する。

- ③ 実態確認の計画的かつ的確な実施

税理士監理官は署の税理士事務担当者の事務量確保のための依頼を署幹部にする。

- ④ 税理士法上の調査の的確な実施

税理士法上の調査は懲戒処分を視野に入れて実施する。

- ⑤ 適正かつ迅速な懲戒処分の実施等

税理士監理官は早い段階に府税理士事務担当者に相談し、処理方針を決定する。

#### 3. 退職予定職員への税理士法第42条の周知徹底

離職後1年間の税理士業務が制限されていることを周知徹底する。

＜筆者注＞

- ① 42条「離職前1年内に占めていた職の所掌の税理士業務」

- ② 国税庁の税理士に対する「指導監督」は財務省設置法19条の国税庁の任務によっている。

## センター活動日誌

7月 6日 第4回三役会議  
 7日 入間民主商工会  
 7日 長野県商工連合会  
 18日 在日朝鮮商工会青年セミナー  
 20日 第5回理事会  
 22日 川越民主商工会  
 23日 埼玉県保険医協会  
 24~25日 全建総連  
 27日 新通則法パブコメ提出  
 8月 2日 神奈川県保険医協会  
 5~6日 全国研究所等交流会議  
 (名古屋)  
 24日 第19回通常総会  
 29日 納税者権利憲章を作成する大阪の会

いよいよ10月初旬完成!

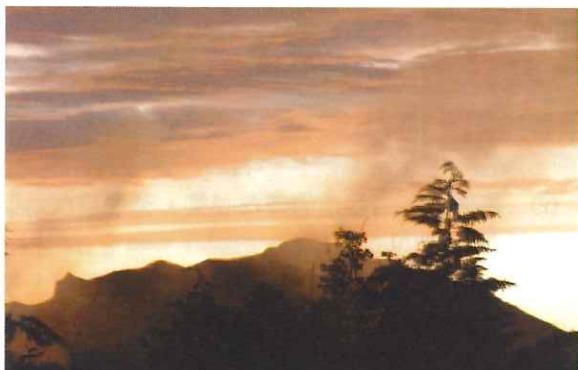
## 差押え

本邦初の滞納対策手引書  
 実践・滞納処分の対処法

一過酷な滞納処分から経営と暮らしを護る――

監修・中村芳昭（青山学院大学法学部教授）  
 推薦・宇都宮健児（弁護士）ほか  
 消費税滞納で苦悩する零細業者。後を絶たない自殺や餓死。「これ以上の犠牲者は出さない」の決意のもと、今日の滞納処分にどう対処するか。実践で示す渾身の一冊

定価・1,000円（まとめ買いは割引あり）  
 お問い合わせは東京税財政研究センターまで



(山燃ゆ 群馬県・子持ち山)

### ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

8月17日更新しました。  
 「国税の調査」関係通達（案）パブリック・コメントに意見提出。全文を閲覧できます。

★ご意見、投稿は  
[center@touzeiken.net](mailto:center@touzeiken.net)

## ザ・コラム

野田政権が低迷を極めている。自民党も自己矛盾を深めている。国会会期末を前に八月二十九日参議院本会議において、野田首相に対する問責決議案が可決。野田首相は今国会中の衆議院解散には応じない方針といい、自民党は、三党合意と消費税増税を批判した自民・公明以外の野党七会派が提出した問責決議に賛成したわけだから、自己否定といわれても仕方がない。三党合意ですべて物事を決めようとする民主主義否定・国会無視の姿勢は正されなくてはならない。これで、赤字国債発行法案やマイナンバー法案は秋の臨時国会以降のたたかいとなる。四月五日に成立した二〇一二年度予算は総額九〇兆三千三十九億円、歳入の四八・九%は国債収入だ。うち三八兆三三五〇億円は赤字国債、五兆九〇九〇億円はいわゆる建設国債。財政法第四条では、公共事業費や出資金、貸付金を例外として、建設の戒めである。昭和四十年度補正予算で赤字の歳出は国債や借入金を財源にしてはならないと規定している。これはかつての戦費調達の戒めである。昭和四十年度補正予算で赤字国債を特例法により発行して以来だ。財政法が形骸化されている。建設国債も赤字国債も「国の借金」に変わりがない。歳出を含む財政の見直しや大企業・大資産家優遇の税制の見直しを毎年行ってこなかった、そのツケを消費税増税などにより国民に押し付ける政治は自民も民主も同じだ。二大政党の「大」は何のための「大」だ。国民はそんな「大」を望んではいない。

(T・I)